

## 特許権侵害訴訟の審理モデル（侵害論）

### 第1回口頭弁論期日

原告	①訴状陳述 ②基本的書証の提出
被告	①答弁書陳述（被告主張の概要の提示） ②基本的書証の提出

第1回口頭弁論期日においては、原告が訴状を、被告が答弁書をそれぞれ陳述します。答弁書には、対象製品ないし対象方法の特定・構成、構成要件充足性に関する認否反論、無効の抗弁（特許法104条の3第1項）の主張等、被告が訴訟において予定している主張全般について、その概要を記載します（詳細な被告の主張は、次回期日以降に敷衍することが予定されています。）。また、原告、被告とも、証拠説明書とともに基本的書証（特許権の登録原簿、特許公報、被告製品の概要を示すパンフレット等）を提出します。

通常は、次回以降、争点整理のため弁論準備手続期日が指定され、裁判長と主任裁判官が受命裁判官に指定されて、弁論準備手続を主宰します。



### 第1回弁論準備手続期日

被告	①対象製品ないし対象方法の特定、技術的範囲の属否の主張 ②無効の抗弁の主張
----	--

第1回弁論準備手続期日においては、被告が、被告の立場から対象製品ないし対象方法を特定した物件目録を作成し、同日録を前提として、技術的範囲の属否に関する被告の主張を総括的に記載した準備書面を陳述します。また、被告は、無効の抗弁を主張する場合には、公知技術等を入念に調査した上で、これをまとめた準備書面を陳述し、必要な書証を提出します。



### 第2回弁論準備手続期日

原告	①技術的範囲の属否に関する被告の主張に対する反論 ②無効の抗弁に対する反論
----	--

第2回弁論準備手続期日においては、原告が、技術的範囲の属否に関する被告の主張及び無効の抗弁に対する反論（訂正による対抗主張を含む。）をまとめた準備書面を陳述し、必要な書証を提出します。



### 第3回弁論準備手続期日

被告	①技術的範囲の属否に関する原告の主張に対する反論 ②無効の抗弁の主張の補充
----	--

第3回弁論準備手続期日においては、被告が、技術的範囲の属否に関する原告の主張・反論や、無効の抗弁に関する原告の反論に対する再反論を記載した準備書面を陳述します。



#### 第4回弁論準備手続期日

原告	無効の抗弁に対する反論の補充
双方	技術説明

第4回弁論準備手続期日においては、原告が、無効の抗弁に対する反論を補充する準備書面を陳述します。

この段階で、無効論も含めた侵害論についての当事者双方の基本的な主張、立証が終了していますので、侵害論に関する審理の最終段階として、必要に応じて当事者双方による技術説明会を実施します。

技術説明会は、当事者双方が、それぞれの主張を要約し、口頭で説明する最終プレゼンテーションであり、通常、各当事者に30分ないし1時間程度の持ち時間を与えて行います。

なお、技術説明会には、専門的知見を補充するため、当事者の意見を聴いた上で、専門委員（民事訴訟法92条の2以下）を関与させることがあります。また、技術説明会は、口頭弁論期日において実施する場合があります。



#### 第5回弁論準備手続期日

裁判所	損害論の審理への移行の有無の決定、心証開示（又は終結） 〔非侵害の場合〕 終結・和解勧告 〔侵害の場合〕 損害論の審理 → 終結・和解勧告
-----	---

裁判所は、当事者の技術説明も踏まえて、侵害論についての心証を形成します。

非侵害の心証を得た場合には、弁論準備手続を終結し、口頭弁論期日において弁論を終結して、判決言渡しに至りますが、裁判所の心証を開示した上で和解を勧告し、和解期日が指定される場合もあります。

侵害の心証を得た場合には、弁論準備手続期日において裁判所の心証を開示した上で損害論に関する争点整理手続に入りますが、この段階で和解を勧告し、和解期日が指定される場合もあります。

なお、心証の開示や損害論の審理は、当事者による侵害論に関する主張立証が完了していることを前提としていますので、御注意ください。